議案名	富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
制定趣旨	会計年度任用職員の期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給することとされていますが、期末手当の支給割合(月数)について、基準日の属する年度の4月1日時点の一般職の常勤職員の期末手当の支給割合(月数)により算出することとする特例を定めるため、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第10号)の一部を改正するものです。
制定內容	(1) 第7条、第8条及び第9条をそれぞれ1号ずつ繰り下げ、新たな第7条として期末手当の支給の特例に関する規定を追加する。 (2) 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第7条から第9条までの条の繰り下げに伴い、富士見市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第12号)第11条第2項中「第7条」を「第8条」に、「第9条」を「第10条」に改める。  「イメージ  6月  改正前  な定  を注  なた  なた  4月1日  4月1日
施行日	令和3年12月1日

新

(報酬等)

第2条 (略)

2 (略)

3 報酬の額は、次項、第5項又は第6項の規定により決定した報酬の 基本額及びその基本額に富士見市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和31年条例第7号。次項及び第7条において「給与条例」とい う。) 第9条の2第2項に定める割合を乗じて得た額(月額の報酬に あってはその額に100円未満、日額の報酬にあってはその額に10 円未満の端数を生じたときはこれらをそれぞれ四捨五入して得た額と し、時間額の報酬にあってはその額に1円未満の端数が生じたときは これを切り捨てた額)の合計額とする。

 $4 \sim 9$  (略)

(期末手当の支給の特例)

第7条 第2条第9項及び前条第4項の規定により支給する期末手当の 額は、給与条例第16条第1項に規定する基準日の属する年度の4月 1日において施行されている同条第2項に規定する方法により算出し た額とする。

(報酬等の減額)

第8条 (略)

(支給等)

第9条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第 │ 第8条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第

(報酬等)

第2条 (略)

(略)

3 報酬の額は、次項、第5項又は第6項の規定により決定した報酬の 基本額及びその基本額に富士見市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和31年条例第7号。次項 において「給与条例」とい う。)第9条の2第2項に定める割合を乗じて得た額(月額の報酬に あってはその額に100円未満、日額の報酬にあってはその額に10 円未満の端数を生じたときはこれらをそれぞれ四捨五入して得た額と し、時間額の報酬にあってはその額に1円未満の端数が生じたときは これを切り捨てた額)の合計額とする。

旧

 $4 \sim 9$  (略)

(報酬等の減額)

第7条 (略)

(支給等)

1項及び第6条第1項に規定する手当に限る。)の支給については、 前7条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。ただ し、支給日については、規則で定める。

(委任)

第10条 (略)

1項及び第6条第1項に規定する手当に限る。)の支給については、 前6条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。ただ し、支給日については、規則で定める。

(委任)

第9条 (略)

## 富士見市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第12号)新旧対照表

新

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

## 第11条 (略)

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第10号)第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例<u>第10条</u>の規定により規則で定めた当該職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬を支給する。

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

## 第11条 (略)

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第10号)<u>第7条</u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例<u>第9条</u>の規定により規則で定めた当該職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬を支給する。

旧